

昭和六十一年政令第二百五十二号

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令

内閣は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第四項に規定する政令で定める事業）

第一条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 日本国民と継続的にかつ現に北方地域（法第二条第一項に規定する北方地域をいう。以下この条において同じ。）に居住するロシア連邦国民との間の相互理解の増進を図り、北方領土問題の解決に寄与することを目的として、内閣総理大臣及び外務大臣が適当と認める日本国民が北方地域を、継続的にかつ現に北方地域に居住するロシア連邦国民が北方地域以外の我が国の地域を、それぞれ、外務大臣又はロシア連邦の権限のある機関が発行する身分証明書その他必要な書類を用いて、旅券及び査証を用いることなく訪問する事業

二 法第二条第四項第二号に規定する北方地域元居住者等（次号において単に「北方地域元居住者等」という。）が、墓参のため、外務大臣が発行する身分証明書その他必要な書類を用いて、旅券及び査証を用いることなく北方地域を訪問する事業

三 前号に掲げるもののほか、北方地域元居住者等が、外務大臣が発行する数次往復用の身分証明書その他必要な書類を用いて、旅券及び査証を用いることなく北方地域を訪問する事業

（法第七条第一号に規定する政令で定める施設）

第二条 法第七条第一号に規定する政令で定める施設は、農業用排水施設及び農業用道路とする。

（法第七条第二号に規定する政令で定める事業）

第三条 法第七条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 港湾の整備に関する事業

二 海岸の整備に関する事業

（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）

第四条 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防

止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業（道路又は道の区域内の市町道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装）以外の事業

イ 一般国道

ロ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道

ハ ロに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道又は道の区域内の市町道

二 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川に係る改良工事に係る事業

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業

四 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第五号に規定する公営住宅の建設等及び同条第十二号に規定する共同施設の建設等に関する事業

五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業

六 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校の建物の新築、増築又は改築に関する事業

七 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設及び設備の整備に関する事業

八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定

ことも園の建物の新築、増築又は改築に関する事業

九 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）のうち次に掲げる事業

イ 土地改良法第二条第二項第一号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業（土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十八条第一項第七号に規定する土地改良事業であつて農林水産大臣の定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）として行われる農業用排水施設及び農業用道路に係る事業

ロ 土地改良法第二条第二項第二号及び第三号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる事業

十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第七項に規定する港湾工事に係る事業（局部改良事業として行われるものを除く。）

十一 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業（局部改良事業として行われるものを除く。）

十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設（以下この号において単に「一般廃棄物処理施設」という。）の浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽及びごみ処理施設（一般廃棄物処理施設に該当するものを除く。）の整備に関する事業

十三 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設の整備に関する事業

十四 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設の整備に関する事業

（特定事業に係る北方領土隣接地域の市又は町の負担額の算定方法）

第五条 法第七条の二第一項の式に規定する当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市又は町の負担額は、当該年度における当該市又は町に係るすべての特定事業（法第七条に規定する特定事業をいう。以下同じ。）について、当

該年度分として交付の決定があつた国の負担金又は補助金の算定の基礎となつた特定事業に係る経費の額から当該国の負担金又は補助金の額、当該市又は町が当該特定事業に關し法令の規定に基づいて徴収した分担金、負担金その他これらに準ずるものの額及び当該特定事業に關し北海道から交付を受けた負担金又は補助金の額を控除した額を合算して算定するものとする。

（国が通常の国の負担割合を超えて負担し又は補助することとなる額の交付）

第六条 特定事業について法第七条から第七条の三までの規定により国が通常の国の負担割合（法第七条に規定する国の負担割合をいう。第八条及び第九条において同じ。）を超えて当該年度の負担又は補助をすることとなる場合には、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。第十條第三項において同じ。）は、当該特定事業に係るその超える部分の額を当該年度の翌年度に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合には、当該年度の翌々年度に交付することができるものとする。

（引上率の通知）

第七条 法第七条の二第六項の規定による通知は、特定事業に係る国の負担金又は補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の十月末日までに行うものとする。

（二部事務組合又は広域連合を設けて特定事業を行う場合の特例）

第八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合を設けて特定事業を行う場合における法第二条第二項に規定する北方領土隣接地域の市又は町に係る国の負担割合については、当該特定事業のうち当該一部事務組合又は広域連合の規約で定められた当該市又は町に係る経費の負担割合に相当する部分を、それぞれ当該市又は町が行う特定事業とみなして算定するものとする。

（国土交通省令への委任）

第九条 第五条から前条までに定めるもののほか、法第七条から第七条の三までの規定により通常の国の負担割合を超えて国が負担し、又は

補助することとなる額の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(特別の助成に係る交付金等)

第十条 法第七条の五に規定する政令で定める交付金は、次に掲げる交付金とする。

一 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第七条第二項に規定する交付金

二 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十二条第一項に規定する交付金

三 第四条第十二号に掲げる事業に要する経費に充てるための交付金

2 法第七条の五の規定により算定する交付金の額は、特定事業に係る経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について法第七条及び第七条の二又は第七条の三の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して国土交通省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

3 特定事業について法第七条の五の規定により国が通常の交付金の額を超えて当該年度の交付金を交付することとなる場合には、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長は、当該特定事業に係るその超える部分の額を当該年度の翌年度に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合には、当該年度の翌々年度に交付することができるものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和六十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (平成八年八月二三日政令第二四八号) 抄

1 この政令は、公営住宅法の一部を改正する法律の施行の日(平成八年八月三十日)から施行する。

附則 (平成九年十二月五日政令第三四九号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二〇日政令第一七四号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年三月二日政令第一六三号)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年四月一日政令第一二二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月二二日政令第一五一号) 抄

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第十九条及び第二十二条から第二十五条までの規定による改正後の次に掲げる政令の規定

は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助(平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 三 略

四 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令

附則 (平成一八年五月二六日政令第二〇五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附則 (平成二〇年五月一三日政令第一七六号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年四月一日政令第九八号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年二月二六日政令第四二四号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月二七政令第一二〇号)

この政令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附則 (令和二年二月九日政令第三四三号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年四月三〇日政令第一三〇号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年四月三〇日政令第一三〇号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。